

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）の概要について

1 条例制定の経緯

平成 28 年 4 月 1 日の愛知県障害者差別解消推進条例の全面施行に伴い、障害の有無に関わらず、相互理解を得るために、手話などによる意思疎通の必要性が高まっていること。加えて、本県は、南海トラフを震源域とする大規模地震による被災が懸念されており、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時において、特に聴覚や視覚障害のある方への情報提供が課題となっている。

こうしたことから、言語である手話の普及及び要約筆記や点字など障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため制定するもの。

2 検討経過

検討会議	開催日	内容
第 1 回障害者施策審議会	5 月 1 2 日	ワーキンググループを設置し条例（案）を検討することについて了承を得る
第 1 回ワーキンググループ	6 月 2 日	意思疎通の現状について意見交換
第 2 回ワーキンググループ	6 月 2 3 日	他県・市の条例を踏まえた愛知県条例での記載事項の検討
第 3 回ワーキンググループ	7 月 1 4 日	条例要綱（試案）の検討
第 2 回障害者施策審議会	7 月 2 8 日	ワーキンググループで検討した条例要綱（案）について意見交換、若干の修正を条件に承認を得る

3 条例の概要

(1) 目的

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、及び安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。

(2) 定義（対象とするコミュニケーション手段）

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）

(3) 基本理念

ア 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行う

イ 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であること

ウ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られること

(4) 県の責務

基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する等

(5) 県民の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努める

(6) 事業者の役割

基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進のため、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境を整備するよう努める等

(7) 学校等の設置者の取組

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童等が通学する学校等の設置者は、教職員に対してその知識及び技能の向上のための研修を行うよう努める等

(8) 基本的な施策等

ア 愛知県障害者計画において、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針等について定めることとする。

イ 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くものとする。

ウ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する次の施策を実施するよう努めるものとする。

(ア) 啓発及び学習の機会の確保

(イ) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者を確保するための人材の養成等

(ウ) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いた県政に関する情報の発信及び災害その他非常の事態の場合における連絡体制の整備

(エ) 事業者に対する協力

(オ) 調査の実施